

平成31年1月31日

第 1 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

## 議 事 録

日 時：平成31年1月31日（木） 午後2時00分

場 所：呉市役所 7階 755～757号室

### 付議事項

- 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可の訂正願いについて
- 議案第 4 号 農地法第5条の規定による許可の取消願いについて
- 議案第 5 号 農地法第5条の規定による許可の事業計画変更承認申請について
- 議案第 6 号 非農地証明申請について
- 議案第 7 号 非農地通知について

### 報告事項

- 第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 第3号 民事執行法による農地等の売却に伴う買受適格証明申請について

### その他

### 出席委員

1 番 生田 政行	2 番 横段 登	3 番 池田 勝憲	4 番 倉本 寛
5 番 水場 守信	6 番 向井 幸弘	7 番 林 武彦	8 番 亀山 博司
10 番 上田 勝則	11 番 長迫 秀	12 番 本末 満	13 番 灰原 松二
14 番 大道 正孝	15 番 秋光 貴志	17 番 西田 小百合	18 番 石田 尚則
19 番 北村 正次			

### 欠席委員

9 番 今井 満 16 番 土井 光弘

### 事務局

平川事務局長 大番事務局次長 上川課長補佐 須賀課長補佐 庭月野主査

(午後2時)

議長（北村）：出席者が過半数に達していますので、ただ今から平成31年第1回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、1番 生田委員、18番 石田委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、9番 今井委員、16番 土井委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取り扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。事前に送付したものは、議案書、資料1「非農地通知の決定について」です。本日、資料1の追加分として資料1-2「非農地通知の決定について」、資料2の研修会の案内、そのほかに「JAくれだより」第65号、「JA広島ゆたか広報」第136号、137号、そして豊町産業祭のチラシを配付しています。ありますでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：申請地は、上畑町〇〇〇番〇ほか6筆、地目は田、面積は合計で2,789㎡の第3種農地です。

申請の事由は、平成10年4月に相続により、申請農地を兄弟4人で共有していましたが、共有者の1人に持分を贈与し1人の所有とするものです。

譲受人は広島に居住していますが、呉市内の大学の薬学関係の教授で、研究のため薬草などを栽培するものです。

経営面積は、申請地が27アールありますので、旧呉市中央地区の下限面積10アールを満たしています

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横段委員：2番 横段です。少し荒れているが、薬草などを植えるには良い土地と思う。猪の被害がひどく、現地は柵で囲われていた。特に問題はない。よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、郷原町字笹原〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は2,791㎡の第2種農地です。

転用の目的は、太陽光発電設備として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、太陽光パネル288枚、発電容量49.5kwを設置する計画です。

関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画の認定済みで、その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：2番 横段です。写真のとおり、周囲に側溝が設置されており、排水は確保されている。農地が減少するのは残念だが、やむをえない。よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、栃原町字東谷上〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は616㎡の第2種農地です。

転用の目的は、太陽光発電設備として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、太陽光パネル196枚、発電容量49.5kwを設置する計画です。

関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画の認定済みで、その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

池田委員：3番 池田です。きれいに管理されており、水路も確保されている。何ら支障はないと思う。よろしくご審議をお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は許可と決定します。

議長：3番について事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、倉橋町字中大迫〇〇〇〇番ほか1筆、地目は畑、面積は合計で4,300㎡の第2種農地です。

転用の目的は、太陽光発電設備用地として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、太陽光パネル1,576枚、発電容量250kwを設置する計画です。

関係法令については、電気事業者による「改正 再エネ特措法」に基づく、再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請済みで、中国電力との電力受給契約については、経済産業省の認定書の写しの提出、確認受理をもって「特定契約」及び「電力受給契約」が成立する予定です。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

また、許可については、広島県農業会議の意見聴取で『許可されることに異議ない旨の回答』を得た上で、改正再エネ特措法に基づく認定書の写しの提出日に併せて許可する予定です。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水場委員：5番 水場です。現在この農地を借りている人がネギを植えているが、所有者の意向を無視できない。やむをえない事案と思う。よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は許可意見と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は許可意見と決定し、広島県農業会議で異議ない旨の答申を得、かつ経済産業省の再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けたときに許可すると決定します。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、川尻町原山3丁目〇〇〇番〇、地目は田、面積は378㎡の第2種農地です。

転用目的は、太陽光発電設備として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、太陽光パネル288枚、発電容量49.5kwを設置する計画です。

関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画の認定済みで、その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

上 田 委 員：10番 上田です。周囲は休耕地であり、水路も確保されている。また隣接地に太陽光発電設備が設置されており、仕方ない事案と思う。よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：5番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、安浦町大字安登字新畑〇〇〇番ほか1筆、地目は田、面積は合計で2,657㎡の第2種農地です。

転用目的は、太陽光発電設備として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、太陽光パネル810枚、発電容量148.5kwを設置する計画です。

関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画の認定済みで、その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：8番 亀山です。所有者は岡山におり、現在休耕中です。太陽光発電もやむをえない。河川があり、排水はそれに流れる。よろしくご審議願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：6番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、豊町御手洗字御所河原〇〇〇番〇、地目は畑、面積は128㎡の第2種農地です。

転用の目的は、庭敷として使用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、ガーデンテラス、バーベキュースペースを整備する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

秋 光 委 員：15番 秋光です。特段の問題はありません。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎの、議案第3号「農地法第5条の規定による許可の訂正願いについて」、議案第4号「農地法第5条の規定による許可の取消願いについて」、及び議案第5号「農地法第5条の規定による許可の事業計画変更承認について」を議題とします。この3つは関連する案件ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案第3号及び4号については、平成31年1月10日付けで、農地法第5条の規定による許可の訂正願い及び取消願いの提出がありましたので、審議を求めるものです。

これは、平成30年5月に開催された農業委員会総会において審議され、平成30年10月3日付け農委指令第53号で許可した案件ですが、譲渡人死亡による相続のため訂正願いが提出されたものです。また、同許可のうち安浦町大字内平字山条〇〇〇番〇については同所〇〇〇番〇のみで駐車場が足りるため、取消願いが提出されたものです。

議案第5号については、取消願いによる転用計画の変更について承認を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：8番 亀山です。所有者死亡による相続と、許可範囲の一部取消です。駐車場の必要性

が減少したためのもので問題ない。ご審議よろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、議案第3号について許可の訂正を承認し、議案第4号の許可の一部を取り消すとともに、議案第5号の事業計画の変更を承認すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、議案第3号から第5号については、許可を訂正し、その一部を取り消すとともに、事業計画及の変更を承認すると決定します。

議 長：つぎに、議案第6号「非農地証明申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：申請地は、音戸町波多見9丁〇〇〇〇番、地目は田、現況は山林、面積は363㎡の第2種農地です。

申請の事由は、平成10年頃耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員：5番 水場です。写真のとおり、竹が生えておりどうしようもない。よろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：つぎに、議案第7号「非農地通知の決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：資料1及び資料1-2「非農地通知の決定について」をご覧ください。ここに記載の豊町の農地、673筆、面積248,024.78㎡、仁方中筋町の農地、64筆、22,656.62㎡、合計で、737筆、270,681.40㎡、27.06haの農地について、平成30年度現地調査し、非農地であると判断したものです。総会で議決いただきましたら、所有者、広島県、法務局、呉市農林水産課、呉市資産税課に通知することとし



ています。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は議案のとおり非農地と決定し、所有者等に通知するとしてご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおり決定し、所有者等に通知することとします。

議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の9ページから14ページをご覧ください。

市街化区域内の農地について、この1ヶ月間に農地の転用届出及び買受適格証明申請に関する専決処理規程により受理したもので、9ページ 農地法第4条の規定による届出が3件、10ページ、11ページ 農地法第5条の規定による届出が4件、12ページ 農地法第5条の規定による一時転用による届出が1件、計8件ありました。

また13ページ、14ページの市街化区域内の農地について、民事執行法による買受適格証明申請による届出が6件ありましたので、報告します。

議 長：今までを通して、何かご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

事 務 局：本日配付しています資料2の研修会ですが、出席者名簿を農業会議へ送付しますので、出席される方は、2月21日水曜日までに、事務局へ連絡をお願いします。また今回事務局で交通手段の手配はしませんので、参加される場合は、直接会場に行ってください。

議 長：次回の日程を申し上げます。

次回、平成31年第1回総会は、平成31年2月28日 木曜日 午後2時から  
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で平成31年第1回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後2時30分)